

規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十四号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「スポーツ局長」の下に、「地域包括ケア局長」を加える。

第九条第一項中「、スポーツ企画幹」及び「、先端産業幹」を削る。

第十二条第三項第一号中「スポーツ局長」の下に、「地域包括ケア局長」を加える。

別表第一県民生活部県政情報センター所長の項第一号委任事務の欄中「第三十一条」を「第三十五条」に改める。

別表第二第四号中「ほう賞」を「褒賞」に改め、同表第二十一号事務の種類の中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）」に改め、同号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄3中「審査請求 異議申立て」を「審査請求」に、「裁決、決定等」を「裁決等」に改め、同表第二十二号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄1中「第五十一条」を「第六十七条」に改める。

別表第三副知事専決事項の欄10及び知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄15中「営利企業等への従事」を「営利企業への従事等」に改める。

別表第四企画財政部の表情報システム課の項第一号を削り、同項第二号知事決裁事項の欄中「法第三十条の十第一項の規定に基づき、指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせること。」を削り、同号部長専決事項の欄1から3までを削り、同欄4中「第三十条の四十三第四項」を「第三十条の三十八第四項」に、「中止すべき」を「中止する」に、「講ずべき」を「講ずる」に改め、同欄4を同欄1とし、同欄5中「第三十条の四十三第五項」を「第三十条の三十八第五項」に改め、同欄5を同欄2とし、同欄6中「第三十四条の二第一項」を「第三十条の三十九第一項」に、「第三十条の四十三第二項又は第三項」を「第三十条の三十八第二項又は第三項」に改め、同欄6を同欄3とし、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

二十五年法律第
百三十二号)の
施行に関する事
務

き、小規模施設特定有線一般放送の
業務の停止を命ずること。

別表第四企画財政部の表地域政策課の項第四号知事決裁事項の欄中8を9とし、5から7までを6から8までとし、4の次に次のように加える。

5 法第二百五十二条の二十一の三第一項の規定に基づき、総務大臣に対し、勧告を行うことを求めること。

別表第四企画財政部の表地域政策課の項第四号部長専決事項の欄中21を24とし、11から20までを14から23までとし、10の次に次のように加える。

11 法第二百五十二条の二十一の二第五項の規定に基づき、指定都市の市長に対し、協議を行うことを求めること。

12 法第二百五十二条の二十一の三第三項の規定に基づき、指定都市の市長に対し、勧告の求めをしようとする旨をあらかじめ通知すること。

13 法第二百五十二条の二十一の三第四項の規定に基づき、総務大臣の同意を得て、勧告の求めを取り下げること。

別表第四企画財政部の表市町村課の項第九号部長専決事項の欄中「第十六条第六項」を「第十六条第四項」に改め、同項第十三号部長専決事項の欄中「第十七条」を「第十八条」に改め、同表土地水政策課の項第二号部長専決事項の欄3中「第八条第六項（同条第七項）」を「第八条第五項（同条第六項）」に改める。

別表第四総務部の表人事課の項第一号部長専決事項の欄中27を29とし、7から26までを9から28までとし、同欄6中「10」を「12」に、「7、12から16まで及び20から27まで」を「9、14から18まで及び22から29まで」に改め、同欄6を同欄8とし、同欄中5を7とし、4の次に次のように加える。

5 地公法第十五条の二第三項の規定に基づき、標準職務遂行能力及び標準的な職を定めることについて協議を受けること。

6 地公法第二十三条の二第三項の規定に基づき、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項について協議を受けること。

別表第四総務部の表人事課の項第二号部長専決事項の欄8中「営利企業等への従事」を「営利企業への従事等」に改め、同項第三号事務の種類の種類「()及び」を「()」、「」に改め、「教育長給与等条例」という。()の下に「及び期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三）」を加え、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

期末手当及び勤勉手当に関する規則第十四条の規定に基づき、勤勉手当の成績率を定めること。

別表第四総務部の表人事課の項第五号事務の種類欄中「ほう章」を「褒章」に改め、同号知事決裁事項の欄中「黄綬ほう章」を「黄綬褒章」に、「紫綬ほう章」を「紫綬褒章」に、「藍綬ほう章」を「藍綬褒章」に改め、同号部長専決事項の欄中「紅綬ほう章」を「紅綬褒章」に、「緑綬ほう章」を「緑綬褒章」に、「紺綬ほう章」を「紺綬褒章」に改め、同表学事課の項第五号部長専決事項の欄5中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削る。

別表第四県民生活部の表県政情報センターの項第一号部長専決事項の欄中「第三十二条」を「第三十六条」に改め、同表消費生活課の項第一号部長専決事項の欄中「第六条」を「第七条第一項」に改め、同項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

<p>九 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の施行に関する事務</p>		<p>農業協同組合法第八十四条第二項の規定に基づき、農業協同組合の消費生活協同組合への組織変更を認可すること。</p>
--	--	---

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第五号事務の種類欄中「埼玉県消防職員及び消防団員特別ほう賞金条例施行規則」を「埼玉県消防職員及び消防団員特別褒賞金条例施行規則」に改め、同号知事決裁事項の欄中「埼玉県消防職員及び消防団員特別ほう賞金条例施行規則」を「埼玉県消防職員及び消防団員特別褒賞金条例施行規則」に、「特別ほう賞金の」を「特別褒賞金の」に改め、同表化学保安課の項第八号部長専決事項の欄6中「第二十八条第一項」を「第二十八条第二項」に改める。

別表第四福祉部の表社会福祉課の項の次に次のように加える。

<p>課 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）の施行</p>		<p>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二十五条の規定に基づき、措置その他厚生労働省令で定める事項を公表すること。</p>
--	--	--

地	
に関する事務	

別表第四福祉部の表地域包括ケア課の項を削り、同表少子政策課の項第二号部長専決事項の欄中16を17とし、13から15までを14から16までとし、12の次に次のように加える。

13 施行令第五条第六項の規定に基づき、指定保育士養成施設の指定を取り消すこと。

別表第四福祉部の表少子政策課の項第五号部長専決事項の欄中2を削り、3を2とし、4から7までを3から6までとする。

別表第四保健医療部の表健康長寿課の項第一号事務の種類欄中「法律第百二号」の下に「。以下この項において「法」という。」を加え、同号知事決裁事項の欄中「健康増進法」を「法」に改め、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

<p>1 法第三十二条第一項の規定に基づき、必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。</p> <p>2 法第三十二条第二項の規定に基づき、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p>	<p>青少年の雇用の促進等に関する法律第八条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、厚生労働大臣に意見を述べること。</p>
--	--

別表第四産業労働部の表産業支援課の項第五号部長専決事項の欄2中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同表勤労者福祉課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同表就業支援課の項に次の一号を加える。

<p>三 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）の施行に関する事務</p>	<p>青少年の雇用の促進等に関する法律第八条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、厚生労働大臣に意見を述べること。</p>
---	--

別表第四農林部の表農業政策課の項第一号知事決裁事項の欄を次のように改める。

<p>1 法第四十二条第一項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構を指定すること。</p> <p>2 法第四十六条第一項の規定に基づき、都道府県機構（法第四十三条第一項の都道府県機構をいう。以下この項において同じ。）の業務の全部又は一部の休止又は廃止を許可すること。</p>	<p>青少年の雇用の促進等に関する法律第八条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、厚生労働大臣に意見を述べること。</p>
---	--

- 3 法第五十条第一項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構の指定を取り消すこと。

別表第四農林部の表農業政策課の項第一号部長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 法第四十四条第一項の規定に基づき、都道府県機構の業務規程を認可し、又はその変更を認可すること。
- 2 法第四十五条第一項の規定に基づき、都道府県機構の業務に関する事業計画書及び収支予算書を認可し、又はその変更を認可すること。
- 3 法第四十八条第一項の規定に基づき、都道府県機構に対し、都道府県機構の業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又は職員に、当該機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- 4 法第四十九条の規定に基づき、法を施行するために必要な限度において、都道府県機構の業務に関し監督上必要な命令をすること。

別表第四農林部の表農業政策課の項第二号部長専決事項の欄6中「第十五条の二第一項」を「第十五条の二」に、「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に、「許可する」を「許可し、又は協議する」に改め、同欄7及び8中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項第三号知事決裁事項の欄を次のように改める。

- 1 法第四条第一項又は第八項の規定に基づき、四ヘクタールを超える農地を農地以外のものとする（砂利採取に係るものを除く。）を許可し、又は協議すること。
- 2 法第五条第一項又は第四項の規定に基づき、四ヘクタールを超える農地若しくは採草放牧地に係る権利の設定若しくは移転（砂利採取に係るものを除く。）を許可し、又は協議すること。
- 3 法第五十一条第一項の規定に基づき、四ヘクタールを超える農地に係る法第四条に基づく許可及び四ヘクタールを超える農地又は採草放牧地に係る法第五条に基づく許可の取消し等をし、又は工事その他の行為の停止若しくは原状回復その他違反を是正するため必要な措置を命ずること。

別表第四農林部の表農業政策課の項第三号部長専決事項の欄1から3までを削り、同欄4中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同欄4を同欄1とし、同欄5を同欄2とし、同項第五号事務の種類の中「昭和二十二年法律第三百二十二号。」を削り、部長専決事項の欄4中「議決」を「決議」に改め、同欄中12を13とし、11を

12とし、同欄10中「若しくは農事組合法人又は中央会」を「又は農事組合法人」に改め、同欄10を同欄11とし、同欄中9を削り、8を10とし、7を9とし、同欄6中「若しくは農事組合法人又は中央会」を「又は農事組合法人」に改め、同欄6を同欄8とし、同欄5を同欄6とし、その次に次のように加える。

7 法第七十条の三第三項の規定に基づき、出資組合の新設分割を認可すること。
別表第四農林部の表農業政策課の項第五号部長専決事項の欄4の次に次のように加える。

5 法第六十四条の二第一項及び第二項（法第七十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、休眠組合に対し、事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告し、その旨を通知すること。

別表第四農林部の表農業政策課の項第十号部長専決事項の欄中「第十七条」を「第十八条」に改め、同項に次の一号を加える。

<p>十一 地域再生法 （平成十七年法律第二十四号） の施行に関する 事務</p>	<p>地域再生法第十七条の十五第四項の規定に基づき、認定市町村が作成する地域農林水産業振興施設整備計画（一の地域農林水産業振興施設の用に供する土地に四ヘクタールを超える農地又は採草放牧地を含むものに限る。）について同意すること。</p>
---	--

別表第四農林部の表農業ビジネス支援課の項第三号部長専決事項の欄1中「県農業会議等」を「農業委員会等に関する法律第四十三条第一項の都道府県機構等」に改め、同表生産振興課の項に次の一号を加える。

<p>十四 農産物検査 法（昭和二十六年法律第四百四十四号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十六条の規定に基づき、職員に、法第十三条第一項の規定による表示を除去させ、若しくは抹消させ、又は検査証明書の返還を求めさせること。 2 法第二十一条第二項の規定に基づき、登録検査機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずること。 3 法第二十二条の規定に基づき、</p>
--	--

		<p>登録検査機関に対し、法第十七条第二項各号の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>4 法第二十三条の規定に基づき、登録検査機関に対し、農産物検査を行うべきこと又は業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>5 法第二十四条第一項の規定に基づき、登録検査機関の登録を取り消すこと。</p> <p>6 法第二十四条第二項の規定に基づき、登録検査機関の登録を取り消し、又は一年以内の期間を定め農産物検査の業務の停止を命ずること。</p> <p>7 法第二十四条第三項の規定に基づき、登録検査機関の登録を取り消すこと。</p> <p>8 法第二十四条第四項の規定に基づき、5から7までに掲げる処分をした旨を公示すること。</p> <p>9 法第三十三条第二項の規定に基づき、法第二十三条に規定する措置その他の適切な措置をとること。</p>
--	--	--

別表第四農林部の表農村整備課の項第一号部長専決事項の欄18中「県農業会議」を「都道府県機構（農業委員会等に関する法律第四十三条第一項の都道府県機構をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同欄19中「県農業会議」を「都道府県機構」に改める。

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項第三号部長専決事項の欄4中「第七条第三項」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第四企画財政部の表市町村課の項第十三号及び別表第四農林部の表農業政策課の項第十号の改正規定は、平成二十八年十月一日から施行する。

2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号。以下この項において「改正法」という。）附則第十条に規定する存続中央会が解散した場合又は改正法附則第二十七条第一項の規定により解散したものとみなされた場合にあつてはその清算結了の登記の時、改正法附則第十二条の規定により組織変更をする場合にあつてはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、改正前の別表第四農林部の表農業政策課の項第五号部長専決事項の欄中6、9及び10の規定（中央会に係る部分に限る。）は、なおその効力を有する。